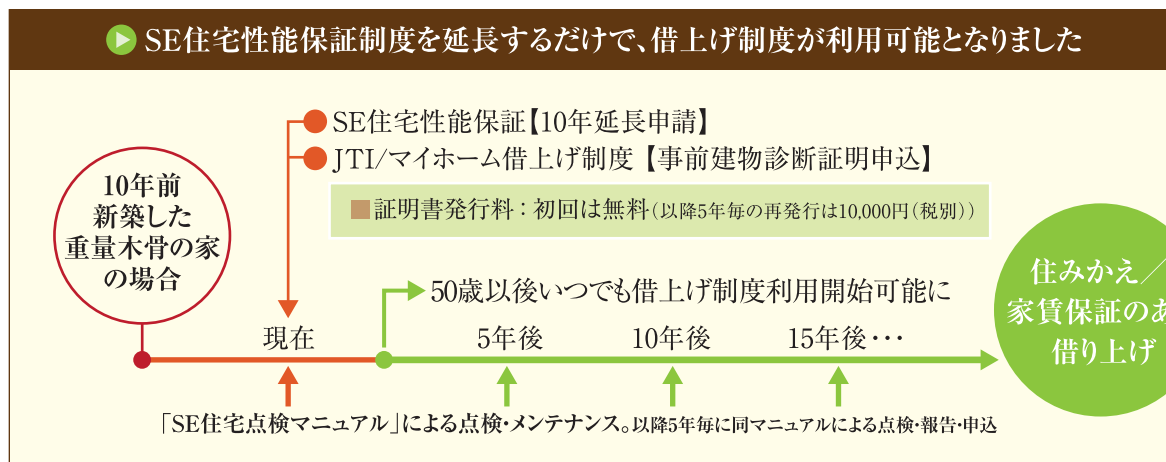


重量木骨の家の資産価値が認められました。

「長期にわたって安定した資産運用が可能な家」という
さらなる価値が、またひとつ加わります。

既存の「重量木骨の家」で「マイホーム借上げ制度」を利用するには・・・



既存オーナー様に対しても事前建物診断を行うことで、制度のメリットを享受いただけます

- 重量木骨の家オーナーを対象に、マイホーム借上げ制度の利用申込に先立ち、適合住宅に対してJTIから「事前建物診断証明書」が発行されます。
- 証明書の発行により、将来同制度を利用する際の建物診断が不要となります。
- 建物診断の省略で同制度利用の際に時間や手間、費用の負担が軽減されます。

JTIから「事前建物診断証明書」発行を受けるには

SE住宅性能保証制度の 10年間保証延長の点検・メンテナンスの実施

「SE住宅点検マニュアル」による点検・メンテナンス／以降5年毎に同マニュアルによる点検・報告・申込

- 証明書有効期間：5年間(以降5年毎に再発行可能)
- 証明書発行料：初回は無料(以降5年毎の再発行は10,000円(税別))
- SE住宅性能保証延長料：30,000円(非課税)
- 申込時のお客様の年齢制限なし。借上げ制度利用は50歳以上からとなります

高耐久を誇る重量木骨の家といえども、長年メンテナンスを行わないまま、50歳を過ぎてから初めて建物診断を受けた場合には、予想外の費用が発生しないとも限りません。

そこで、将来同制度の利用を視野に入れておられる重量木骨の家オーナー様を対象に、50歳以前でもSE住宅性能保証制度に基づく点検とメンテナンスを行った場合には、JTIから「事前建物診断証明書」が発行される手続きとしたものです。

JTIへは事前建物診断証明申込を行い、点検はJTIの基準に準拠してSE施工管理技士が実施します。これにより、50歳を過ぎて「マイホーム借上げ制度」を利用する際の時間や手間、費用などが抑えられます。証明書の有効期間は5年で、その後も定期点検を実施することで証明書が再発行されます。5年ごとの定期点検と必要な補修工事は、重量木骨の家の耐久性をさらに向上させることにもつながります。

重量木骨の家プレミアムパートナーは、今後も多様なオーナーサポートを通じてオーナー様の充実したライフスタイルの実現と、皆様が安心して暮らせる社会の実現を訴求します。

詳しくは重量木骨の家プレミアムパートナーまでお気軽にお問い合わせください



株式会社エヌ・シー・エヌ <http://www.ncn-se.co.jp/>

東京本社 〒108-0075 東京都港区港南1-7-18号 DBC品川東急ビル
大阪支店 〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル

重量木骨の家

耐震構法 SE構法

<http://www.mokkotsu.com/>